

平成29年地方分権改革に関する提案について(町村からの提案関係)
 - 重点事項のうち、新たな共同提案などを中心に掲載 -

平成29年 9月 1日 (金)
 全 国 町 村 会

全体

【提案団体数】

	平成28年		平成29年	
	数	割合	数	割合
都道府県	43	29.7%	45	24.5%
市区町村	96	66.2%	130	70.7%
うち、市区	78	53.8%	100	54.3%
うち、町村	18	12.4%	30	16.3%
全国的連合組織等	6	4.1%	9	4.9%
合 計	145	-	184	-

【提案件数】

	平成28年		平成29年	
	数	割合	数	割合
都道府県	180	59.4%	186	59.8%
市区町村	154	50.8%	198	63.7%
うち、市区	138	45.5%	177	56.9%
うち、町村	16	5.3%	21	6.8%
全国的連合組織等	92	30.4%	111	35.7%
合 計	303	-	311	-

●全国知事会、全国市長会、全国町村会の地方3団体による提案

管理番号	提案区分	提案団体	提案事項	求める措置の具体的内容	関係府省からの第1次回答
1	161	B 地方に対する規制緩和 全国知事会 全国市長会 全国町村会	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に係る「従うべき基準」の廃止又は参酌化	放課後児童健全育成事業に従事する者の資格及びその員数について、「従うべき基準」とされているものを、廃止又は参酌すべき基準に見直すこと。	【厚生労働省】 平成27年から施行された子ども・子育て新制度においては、保育や放課後児童クラブに関して、量の拡充のみならず質の確保も同様に進めており、双方を合わせて進めていることが保護者から望まれていることと認識している。放課後児童支援員の員数は、少なくとも、子どもの安全性の確保から不可欠であり、また、研修の実施は、昨今の子どもを巡る課題を把握すること、さらに一定のレベルを備えた支援員を養成することで、支援員のさらなる処遇改善につなげていくものである。これらは、放課後児童クラブの質を確保するものとして、「従うべき基準」として、全ての放課後児童クラブで行われることが必要であり、提案の実現は困難である。このため、厚生労働省としては①研修受講の支援、②平成29年度予算における支援員の処遇改善を行っている。 なお、加えて、当該基準を議論する際、地方自治体の担当部局にも十分意見を聴いた上で、策定しているものである。
2	162	B 地方に対する規制緩和 全国知事会 全国市長会 全国町村会	コミュニティバス等が路線バス停留所を利用する場合の基準の明確化	当該地域の地域公共交通関係者間で合意が得られた場合は、路線定期運行バスの停留所に、区域運行や自家用有償旅客運送事業等の車両も停車できることを明確化するとともに、地方公共団体に周知すること。	【警察庁】【国土交通省】 国土交通省より警察庁に対して、「地域公共交通網形成計画等に定められた一般乗合旅客自動車運送事業等に使用される車両の駐(停)車に係る取扱いについて」(平成26年11月20日付け国総計第72号、国自旅第210号)を発出し、「地域公共交通網形成計画又は地域公共交通再編実施計画に定められた一般乗合旅客自動車運送事業(路線不定期運行及び区域運行に限る。)及び自家用有償旅客運送(市町村運営有償運送(交通空白)及び過疎地有償運送に限る。)に使用される車両について、協議会で認められた一定の停留所」という基準を示しつつ、当該においては、停車又は駐車を禁止する場所の特例が認められるよう要望を行った。 それを受け、警察庁より「地域公共交通網形成計画等に定められた一般乗合旅客自動車運送事業等に使用され車両の駐(停)車に係る取扱いについて」(平成26年11月20日付け警察庁丁規発第85号。以下「通達」という。)を発出し、地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関する協議等に当たっては、道路交通の実態に応じて、前記基準を満たす停留所の標示柱又は掲示板が設けられている位置から10メートル以内の部分について、道路交通法(昭和35年法律第105号)第46条の規定による当該車両に係る駐(停)車可の交通規制の可否を検討するなど、適切に対応するよう、都道府県警察に対して周知済みである。 また、国土交通省においては、上記取扱いについて、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第41号)に基づく地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画の策定に当たり、両計画の策定手順、考え方を示した「地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画作成のための手引き(第3版(平成28年3月))」に掲載し、ホームページにおいて公開及び周知している。 なお、通達発出日から平成29年5月末までの間、都道府県警察が、前記「一定の停留所」に駐(停)車可の上記取扱いを実施するよう要望を受けた事実は把握されていない。

●山梨県南部地域の町村による提案

管理番号	提案区分	提案団体	提案事項	求める措置の具体的内容	関係府省からの第1次回答
3	88	B 地方に対する規制緩和	忍野村、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村	国土交通大臣の承認を受けたドローン等無人航空機の飛行に係る制度の見直し	<p>国土交通省】 【求める措置①に対する回答】 ○航空局ホームページ(http://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html)において、飛行経路や飛行日時等の航空法第132条の2に基づく国土交通大臣の承認に関する情報を公表しており、飛行経路に含まれる市町村はこれを参照することで同承認を受けた無人航空機の飛行についての情報を得ることができる。 ○一方で、一定期間内に反復して飛行を行う場合や異なる複数の場所で飛行を行う場合には、期間や経路について包括的な許可承認も行っており、これらの情報をもって、個々の飛行を把握することは困難であるため、より詳細な飛行経路や飛行日時等の無人航空機の飛行情報を、飛行前に視覚的に関係者間で共有できるシステムについて、平成30年度中の導入に向けて検討中である。</p> <p>【求める措置②に対する回答】 ○航空法第132条の2に基づく国土交通大臣の承認は、無人航空機の飛行が航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を損なうおそれがないことが認められる場合に行うものであり、御指摘の「観光客や観光資産に対して著しく影響を及ぼすことが明白である悪質な飛行」が認められる場合には、承認の取消し等の措置を講ずることになる。このため、このような飛行の事実を把握された場合には、航空局に情報提供いただきたい。 ○なお、市町村が管理する公園等において条例等に基づき無人航空機の飛行を制限することや、「観光客や観光資産に対して著しく影響を及ぼすことが明白である悪質な飛行」が認められる場合に、行政指導により飛行方法に関する注意を行うことや飛行の中止を求めることは、航空法との関係において妨げられるものではない。</p>

●3以上の府県・市町村等による提案

管理番号	提案区分	提案団体	提案事項	求める措置の具体的内容	関係府省からの第1次回答
4	279	B 地方に対する規制緩和 兵庫県、多可町、滋賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県	へき地診療所における管理者の常勤要件の緩和	診療所の管理者は医師であることが求められており、管理者が療養等により一定期間不在となった場合、他の医師が管理者となる。しかし、管理者には常勤要件があるため、診療時間内は当該診療所で勤務する必要があるが、当該診療所に勤務していない場合でも、管理者と代診医等とが常時連絡を取れる体制の整備を条件に、管理者の常勤要件を緩和すること。	<p>【厚生労働省】</p> <p>現行、診療所等の開設許可、管理者変更、管理者の複数管理の許可については、すでに都道府県等に権限が移譲されている。</p> <p>これまで、管理者の常勤性については、「医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認について」(平成5年2月3日付け総第5号・指第9号厚生省健康政策局総務課長・指導課長連名通知)において、病院の管理者は常勤であることを求めており、また「管理者の常勤しない診療所の開設について」(昭和29年10月19日付け医収第403号厚生省医務局長通知)においても、「医療法第十条に規定する病院又は診療所の管理者は、当該病院又は診療所における管理の法律上の責任者であるから、原則として診療時間中当該病院又は診療所に常勤すべきことは当然」としている。</p> <p>医師の常勤については、「医療法第21条の規定に基づく人員の算出に当たっての取扱い等について」(平成10年6月26日付け健政発777号・医薬発574号厚生省健康政策・医薬安全局長連名通知)において、常勤医師の定義を定めているが、本通知は医療従事者の標準数の算出に当たっての「常勤」と「非常勤」の定義について定めているに過ぎず、管理者の常勤性について、細かく規定されているものはない。そのため、個別事例の判断については都道府県等の判断によるものとしている。</p> <p>ご提案いただいた「へき地診療所における管理者の常勤要件の緩和」については、医師の地域間での偏在という課題に対応する上でも重要な論点と認識しており、この論点からは「管理者の複数管理の許可」についても論点となり得ることから、ご指摘の「管理者の常勤要件の緩和」の観点だけでなく「管理者の複数管理の許可」の観点と併せて、一体的に検討していく必要があり、今年度開催する厚生労働省の医師需給分科会において、検討を行う予定である。</p>

5	277	B 地方 に対する 規制 緩和	兵庫県、 多可町、 滋賀県、 京都府、 和歌山県、 鳥取県、 京都市、 関西広域連 合	農業集落排水処 理施設で排水処 理が可能な業種 の拡大	地方創生の実現に向け、地域資源を活用した6次産業化等を推進するため、農業集落排水処理施設で排水処理が可能な業種について、排出量、排水の性状及び特性から合併浄化槽で処理可能な雑排水として扱っても特段支障の無いと認められる場合は、畜産食料品製造業や酒類製造業等の排水を処理可能とすること。	<p>【農林水産省】 平成12年厚生省通知及び建設省通知の性格は、浄化槽法第2条及び建築基準法施行令第32条第1項に示す雑排水の取扱に係る技術的助言であり、そもそもいかなる雑排水を尿尿と併せて農業集落排水施設において処理するかに係る個別の判断は各自治体の建築部局及び環境部局に委ねられているものと認識している。このため、提案団体より要望のあった「畜産食料品製造業」や「酒類製造業」を農業集落排水施設において処理することは、各自治体の建築部局及び環境部局の判断により実施できるものと認識している。</p> <p>なお、提案団体より要望のあった業種からの事業排水を農業集落排水施設において処理することについては、各自治体の判断に資するように、浄化槽法を所管する環境省及び建築基準法を所管する国土交通省が中心となり、農業集落排水事業を所管する当省も協力した上で、来年度中を目途に技術的な検討が行われる予定であり、当該検討の結果に基づき、環境省及び国土交通省から、通知等により周知されるものと認識している。</p> <p>【国土交通省】【環境省】 H12.3.31の通知の性格は技術的助言であり、そもそも浄化槽設置等に係る個別の判断は特定行政庁や各自治体の環境部局に委ねられていると認識している。そのため、提案団体より要望のあった「畜産食料品製造業」や「酒類製造業」を農業集落排水施設において処理することは、特定行政庁や各自治体の環境部局の判断により実施できる。この旨、各都道府県に対し、今年度中に周知する。</p> <p>また、この度の要望を踏まえ、各特定行政庁や各自治体の環境部局の判断に資するよう、提案団体からの要望を踏まえ、「畜産食料品製造業」や「酒類製造業」等について、提案団体からデータを頂くなどの協力も得つつ、施設の処理性能と事業場からの排水の水質等の技術的データを収集し、処理できるかどうかの技術的な検討を行い、検討の結果、排水の処理が可能であることが明らかとなった場合、通知等により周知する。</p> <p>これらについては、来年度中の通知の発出を目途に、データの収集や、技術的な検討を進めていく予定である。</p>
---	-----	-----------------------------	---	--------------------------------------	--	---

6	108	B 地方 に対する 規制 緩和	由布市、大分市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、国東市、日出町、九重町、玖珠町、姫島村	罹災証明に係る一連の手續・制度の見直し	<p>『災害に係る住家の被害認定の一次調査における地方公共団体の判断に基づく手續の簡素化に向けた選択可能な調査方法』、『被害の程度及び認定基準の区分について、地方公共団体の判断に基づいた設定を可能とする』以上2点を、災害に係る住家の被害認定基準運用指針に明記すること。</p> <p>また、被害認定事務において、官民の調査基準の統一を行ったうえで調査の一本化を行うこと。さらに官民の連携や関係機関等と連携した調査体制を構築することや官民の調査結果の相互利用を可能とするなど、調査の対応について複数の選択肢の検討を求める。</p>	<p>【内閣府】 ・「災害に係る住家被害認定基準運用指針」は、被害認定の業務を行う市町村が、迅速かつ確に調査・判定を行えるよう、参考までに、それらの手法を定め、国が助言・支援しているもの。 ・当該運用指針による調査・判定方法については、これまでも被害の実態等を踏まえ見直しを行ってきており、今後、熊本地震における実態等を踏まえ、各種調査の迅速性に大きな影響を与えないように留意しつつ、可能な項目について連携することや、写真判定の導入等の簡易な手法の活用等について、今後、関係省庁と連携しつつ、見直しの検討を行う予定。</p> <p>【金融庁】 大規模地震における地震保険の保険金支払いにおいて、損害保険会社は最大限の人的資源を動員することで、被災者に可能な限り迅速に保険金を支払いつつ、被災地以外の通常の保険金支払いも円滑に実施する必要があります。 本提案のように官民の調査基準の統一や査定結果の相互利用を行うことは、被災地における地震保険の保険金支払業務において、以下のような混乱や負担増を発生させ、保険金支払いの遅延など、被災地における保険金支払業務の劣化が避けられないほか、被災地以外の保険金支払いにも悪影響を及ぼしかねず、保険契約者保護の観点から実現困難と考えます。 ・地震保険の損害認定基準を大きく変更することにより、既に地震保険関係者に定着している実務手順等が見直しとなり、蓄積したノウハウも活用できなくなることから、査定実務に混乱が生じ保険金支払いの遅延をきたします。更に、損害認定基準の変更により、保険約款、事業方法書の改定が生じた場合、当面の間、補償内容の異なる新旧の地震保険契約が混在することも査定実務の混乱を助長する要因となります。 ・査定結果の相互利用を行うことにより、保険契約者から、民間の損害保険会社が説明責任を負うことのできない税減免や各種交付金を端緒とする苦情や問い合わせが生じることとなり、こうした苦情等への対応や再立会の増加などにより、損害保険会社に追加的な負担が発生することも保険金支払いの妨げとなります。 また、損害認定基準の見直しや査定結果の相互利用に伴い、全ての損害保険会社において、システム・マニュアル・教育体制等のインフラの再構築が必要となり、そのコストを賄うため保険料上げが生じることで、地震保険の普及促進を阻害するおそれがあると考えます。 なお、民間の損害保険会社の保険金支払態勢を公的制度の運営に利用することとなるため、本提案の実現には、地震保険に關する全ての損害保険会社の理解と協力が必要不可欠ですが、日本損害保険協会からも、別紙のとおり、地震保険への悪影響が生じるとして反対意見が示されており、民間の損害保険会社による地震保険制度の安定的・効率的な運営の観点からも、本提案を実現することは困難であると考えざるをえません。（別紙省略）</p> <p>【財務省】 地震保険の目的は、官民共同の保険により、「被災者の生活の安定に寄与する」こと。被災された保険契約者に迅速・確実に保険金を支払うことにより、地震国日本における安心の拠り所となってきた。また、今後の巨大地震等への懸念からも、地震保険制度の信頼性、強靱性が求められている。 今回の検討に当たっては、地震保険と自治体の罹災証明のための被害認定・調査の目的、対象、方法、基準、深度等の違いや制度変更の及ぼす影響等について慎重な検討が必要。</p> <p>1. 保険会社と自治体の調査基準の統一 地震保険の損害認定は、専門家の意見等に基づき、「長期的な収支相償の範囲内で、できる限り低い保険料」で、「迅速な保険金支払による被災者（契約者）の支援」を実現するため、長い年月をかけて損害保険業界が構築してきたシステム。 地震保険の損害認定基準は、主要構造部の被害のみに着目する、再査定の際に同一対象の再調査をしない、などの簡素化が図られている。これは、多額の公金の支給要件となるため詳細な調査が必要となる罹災証明に対し、国民の契約に基づき迅速な保険金支払いを目的とする地震保険の特性によるもの。このように、被害認定基準・手法の違いが大きい中、地震保険の損害認定基準を、より複雑な罹災証明の被害認定基準に統一することは、損害査定や保険金支払いの迅速性に大きな影響を及ぼす可能性があり、被災者（契約者）の理解が得られない。さらには、支払い保険金や（損害調査費用を含む）保険料の額に大きな影響を及ぼし、地震保険の普及を妨げる要因となるほか、地震保険制度の強靱性を確保できなくなる可能性。</p> <p>2. 調査の一本化 (1) 調査結果の相互活用 罹災証明の発行は災害対策基本法に基づき自治体の責任で行われるもの。国民の契約による地震保険の損害調査の結果を活用する場合、調査結果の責任の所在が不明確となり、認定結果に対する不満や混乱の結果、地震保険の保険金支払いや、罹災証明に基づく公的支援の遅延につながるものが危惧され、被災者の理解が得られない。</p> <p>(2) 調査実施の連携 損害保険会社は、国民の契約に基づく責任を負っており、保険会社は地震保険の契約者に対してのみ損害認定（調査）が可能。自治体は、保険契約者以外の被災者の被害認定を行うことになるが、被災者を地震保険契約者とそれ以外に区別し、損害の調査を保険会社と自治体で分担することは、被災者間で損害認定の精度や結果の乖離に関する疑問や不信感を惹起する可能性があり、被災者の理解が得られない。 自治体職員は、被災時には避難所の開設・運営、被災者からの要望対応や各方面との連絡調整など多岐にわたる業務に取り組む必要がある中、被災世帯毎に地震保険加入の有無により対応に差異を設けることは、現場の更なる混乱につながり、効率的な被災者支援や負担の軽減にはつながらない可能性。 以上から、本提案の実現は困難であると考えられる。</p>
---	-----	-----------------------------	---	---------------------	--	---

●単独町村による提案

管理番号	提案区分	提案団体	提案事項	求める措置の具体的内容	関係府省からの第1次回答
7	25	B地方に対する規制緩和 長洲町	放課後児童クラブと放課後子供教室を一体実施する際の職員配置基準の緩和	放課後児童クラブと放課後子供教室を一体実施する際の職員配置基準の緩和	【文部科学省】【厚生労働省】 実現は困難。 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室とは、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるものであり、両事業に携わる者の数を合わせて考えることは困難。預かる児童の安全の確保を考慮すれば、放課後児童クラブの支援の単位ごとに2名の放課後児童支援員を配置することは、必要なことと考える。
8	27	B地方に対する規制緩和 長洲町	保育所等における保育士の配置基準の緩和	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)により、従うべき基準として、保育所等における児童の人数及び年齢に応じて定められる保育士配置基準について、年度初日の前日となっている児童の年齢基準日を実年齢に応じることとも可能となるよう緩和を求める。	【内閣府】【厚生労働省】 保育所等における保育士の配置基準については、利用者の処遇・安全・生活環境に直結し、かつ、保育の質等に深刻な影響が生じうる事項であることから、児童の人数及び年齢に応じて最低限の基準を定めるとともに、安定的な制度運営のため、児童の年齢基準日を年度初日の前日としている。 当該基準日を実年齢に応じる形とする場合、日々必要な保育士数変動することになり、雇用管理や公定価格算定のための自治体への申告件数・量が劇的に増加するなど、事務の煩雑化を招く。 さらに、その結果として保育士の業務負担が増大し、保育士不足が喫緊の課題となっている中で、保育士確保が一層困難となるおそれがあるほか、業務負担の増加に伴い、提供される保育の質にも悪影響が生じかねない。 また、公定価格の頻繁な変動により、事業所経営が不安定化するのと同時に、必要な保育士数も変動するため、保育士が年度途中で退職を迫られる恐れがある。 以上より、保育士の勤務環境及び保育の質の確保の観点から、本提案に対応することは困難である。 なお、政府としては、各市町村が地域の保育ニーズを捉えた上で必要な保育の受け皿を整備することが基本と考えており、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、小規模保育事業や家庭的保育事業などの多様な保育を含め、積極的な保育の受け皿確保を進めていただきたい。
9	294	B地方に対する規制緩和 多可町	市民農園を開設できる者の要件の緩和	法人格を持たない集落等の任意団体についても、市民農園の開設主体となれるようにしていただきたい。	【農林水産省】【国土交通省】 御提案の集落(任意団体)であっても、社団の代表者の名において特定農地貸付法等の規定に基づき農地を借り受け、市民農園の開設をすることは可能である。 なお、自治会や町内会等の地縁による団体が市町村長の認可を受けることで法人格を得て権利義務の帰属主体になることができる(地方自治法第260条の2)ので、この仕組みを活用すれば、当該団体の名で農地を借り受け、市民農園を開設することが可能である。 ※市民農園整備促進法(農林水産省と国土交通省の共管)においては、農地所有者以外の者により開設される市民農園の土地について、特定農地貸付法(農林水産省の単管)による特定農地貸付けの用に供する農地のみを想定している。

10	299	B 地方 に対する 規制 緩和	岩泉町	災害援護資金の貸付利率を条例で引き下げることが可能となるよう見直し	<p>災害援護資金は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、市町村が被災者に貸し付けるもので、市町村は債権管理等の運営事務費に見合うものとして貸付利率(年3%)を被災者より徴収しているところ。</p> <p>この貸付利率(年3%)については、法律で定められており、昨今の市中金利と比較して高いのではないかと考えられ、被災者のニーズに対応できないため、市町村が貸付利率を条例で引き下げることが可能となるように制度改正をお願いしたい。</p>	<p>【内閣府】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害援護資金の貸付けについては、「災害弔慰金の支給等に関する法律」(昭和48年9月18日法律第82号)に基づく公的貸付制度であり、市町村の固有事務として、市町村が実施主体となり貸付けを行っているところである。 ・また、災害援護資金の貸付利率については、同法第10条第4項「災害援護資金は、措置期間中は無利子とし、措置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。」とされているところであり、利息については、市町村の運営事務費等に見合うものとして、市町村の収入となるものである。 ・しかしながら、自然災害による被災世帯の生活の立直しを目的としている制度の趣旨等を踏まえ、貸付けに係る利率の引き下げ等の検討を進めてまいりたい。
----	-----	-----------------------------	-----	-----------------------------------	--	--

平成26年フォローアップ案件について

提案事項	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省	提案団体	「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」
<p>町村の都市計画の決定に関する都道府県の同意の廃止</p>	<p>都市計画法第19条第3項(市町村の都市計画の決定)</p>	<p>国土交通省</p>	<p>全国町村会 酒々井町</p>	<p>町村の都市計画の決定又は変更に係る都道府県知事への同意を要する協議(19条3項(21条2項で準用する場合を含む。))については、運用指針で定められた協議に当たっての留意事項の定着状況を踏まえ、都道府県知事同意について、平成30年までに、町村の自主性を尊重する観点に留意し、廃止を含め、結論を得る。</p>